

新 旧 対 照 表

(新)

平成 28 年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第 1 条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、中山間地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に規定する過疎地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に規定する振興山村地域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に規定する離島地域、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に規定する半島地域及び特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）に定める特定農山村地域をいう。以下同じ。）において訪問看護に携わる職員を確保することを目的に、下記の各号のいずれかに該当する訪問看護ステーション及び医療機関の開設者（以下「補助事業者」という。）がその採用した新人又は新任看護師に、県の指定する新人訪問看護師育成研修を受講させる事業について、その後継続して訪問看護業務に従事させる場合に、当該研修受講期間中の人件費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 中山間地域に所在するもの
- (2) 小児看護等専門的領域の訪問看護を提供するもの
- (3) その他知事が認めるもの

2 前項の規定は、中山間地域以外に所在する訪問看護ステーションが、小児看護等専門的領域の訪問看護に携わる職員を確保することを目的に、その採用した新人又は新任看護師に、県の指定する新人訪問看護師育成研修を受講させる事業について、その後継続して訪問看護業務に従事させる場合において準用する。ただし、予算の範囲内とする。

第 3 条 ～ 第 7 条 略

(旧) 第 8 条 削除

(実績報告等)

第 8 条 ～ 第 10 条 略

(旧)

平成 27 年度高知県中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第 1 条 略

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 中山間地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に規定する過疎地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）に規定する振興山村地域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に規定する離島地域、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に規定する半島地域及び特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）に定める特定農山村地域。以下「中山間地域」という。）における訪問看護に携わる職員を確保することを目的に、下記の各号のいずれかに該当する訪問看護ステーション（以下「補助事業者」という。）がその採用した新人及び新任看護師に、県の指定する新人訪問看護師育成研修を受講させ、その後継続して訪問看護業務に従事させる場合に、当該研修受講期間中の人件費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 中山間地域に所在するもの
- (2) 小児看護等専門的領域の訪問看護を提供するもの
- (3) その他知事が認めるもの

2 前項の規定は、中山間地域以外に所在する訪問看護ステーションが、小児看護等専門的領域の訪問看護に携わる職員を確保することを目的に、当該領域の訪問看護教育を行う場合において準用する。ただし、予算の範囲内とする。

第 3 条 ～ 第 7 条 略

(概算払の請求)

第 8 条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 4 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

第 9 条 ～ 第 11 条 略

(新)

(旧)

(附 則)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月 日から施行する。
- この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 略

(附 則)

- この要綱は、平成27年4月13日から施行し、同年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 略

別表第1 (第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
中山間地域等訪問看護師育成事業	<p>[<u>新卒者：看護師等学校養成所を卒業し、初めて就業する者又は、卒業後の就業期間が1年未満の者</u>] 研修受講者1人当たり 205,000円/月</p> <p>[<u>新任者：看護師の就業経験はあるが訪問看護に従事したことのない者</u>] 研修受講者1人当たり 255,000円/月</p>	<p>新人及び新任期の看護職員（事業開始年度又は事業開始年度の前年度に補助事業者_に雇用された者に限る。）が訪問看護師に必要な知識及び技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当（時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。）及び共済費（雇用している訪問看護ステーションの給与体系に則って算出するものとする。）</p>	定額

別表第2 (第5条—第7条関係) 略

別記 略

別表第1 (第3条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
中山間地域等訪問看護師育成事業	<p>研修受講者1人当たり 255,000円/月</p>	<p>新人及び新任期の看護職員（事業開始年度又は事業開始年度の前年度に補助事業者_に雇用された者に限る）が訪問看護師に必要な知識や技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当（時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。）及び共済費（雇用している訪問看護ステーションの給与体系に則って算出するものとする。）</p>	定額

別表第2 (第5条—第7条関係) 略

別記 略